

「京都マラソン 2027」沿道盛り上げ企画運営業務 仕様書

1 委託業務の名称

「京都マラソン 2027」沿道盛り上げ企画運営業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 京都マラソン 2027 の概要

- (1) 名 称 京都マラソン 2027
- (2) 開 催 日 令和9年2月21日（日）
- (3) メインコンセプト 「DO YOU KYOTO? マラソン」「みんなが主役」
- (4) 趣 旨 ①市民スポーツの振興
②京都の魅力を国内外に発信
③京都・日本の活性化
- (5) 主 催 京都市、一般財団法人京都陸上競技協会
- (6) 種目・定員 マラソン（16,000名）
ペア駅伝（250組500名）
車いす競技（20名）
- (7) 競技時間 マラソン6時間
- (8) コー ス 別紙「京都マラソン 2027 コース図」参照

4 大会運営に係る基本的な考え方

京都マラソンの持続可能な大会運営のための基本的な考え方は以下のとおりである。本業務の提案に当たっても、必要に応じてこれらを参考とすること。

ア 大会の強みを伸ばすことで、他の都市型マラソンとの差別化を図る。

イ レジャー志向（競技性重視ではなく誰もが気軽に楽しめる）の大会を目指す。

ウ 企業ニーズを踏まえ、積極的な協賛獲得を図り、大会収支の安定化に努める。

エ 大会の開催意義の分かり易い発信に努め、本大会への市民理解の醸成に最大限努める。

4 委託内容

大会当日、ランナーはもとより大会全体を盛り上げることを目的に、沿道の中・高・大学や地域団体等と連携し、「沿道盛り上げ隊」及び「ハイタッチゾーン」の企画並びに運営について以下のとおり実施すること。

なお、2026大会の実績は、大会公式HP「京都マラソン 2026 応援ガイド」を参照すること。

https://2026.kyoto-marathon.com/common/img/contents/info/documents/support_guide.pdf

(1) 「沿道盛り上げ隊」企画広報業務

ア 「沿道盛り上げ隊」出演団体の募集

京都マラソン実行委員会（以下「委員会」という。）と協議のうえ、募集期間、演目、出演団体の選定基準等を定めた「募集要項」を作成し、過去大会の出演団体への依頼と併せて、積極的に出演者を公募すること。なお、印刷物等を制作する際は、あらかじめ委員会の承認を得るものとし、完成データ等は委員会に納品すること。

イ 「沿道盛り上げ隊」応募専用窓口の開設

専用窓口を開設し、応募や問い合わせ等に対応すること。

ウ 「沿道盛り上げ隊」出演団体のPR

「沿道盛り上げ隊」の出演団体を広くPRし、京都マラソン 2027 の大会気運を高めるため、各団体の紹介動画を制作し、委員会に納品すること。

(2) 「沿道盛り上げ隊」及び「ハイタッチゾーン」運営業務

ア 場所・エリア等ポイントの選定

委員会と協議のうえ、「沿道盛り上げ隊」の演技場所、並びに「ハイタッチゾーン」の実施エリアを選定するとともに、必要に応じて各々の資材置き場を確保すること。なお、各ポイントについては、沿道住民等関係者の承認を得て最終決定するものとし、利用に当たって手続き等が必要なポイントについては、委員会と連携し、かかる手続きを遅滞なく実施すること。

イ 実施体制等

年間スケジュールを作成し、効率的な業務の進行管理を行うこと。

また、ロケハンや関係者との連絡調整を随時行うとともに、委員会と連携し、スタッフ研修等を実施すること。

ウ 当日運営

委員会や出演団体等との綿密な調整のもと、必要資材・物品を手配すること。設営・撤去を含め、業務を円滑に行うために必要なスタッフを各ポイントに配置し、安全な運営、進行を行うこと。また、市民等からの苦情等にも対応すること。なお、業務に当たっては、マニュアル及び進行資料を作成して行うこととし、円滑な業務遂行に努めること。

(3) 応募者からの独自提案

京都マラソンの魅力向上に向けた独自の沿道盛り上げ企画について、収支計画（V I Kを含む企業協賛を募る場合はその金額、経費が必要な場合はその金額）と合わせて具体的に提案すること。

本独自提案は、応募者独自のネットワークやノウハウを活用した実現可能性の高いものとし、(1)(2)の業務に係る費用とは別途見積書を作成すること。また、複数の提案を行う場合は、提案ごとに見積提案書を作成すること。なお、内容や実施等については、委員会の承認を得て決定するものとする。

5 見積書を作成するうえで留意する点

- (1) 2026 大会の「沿道盛り上げ隊」の実施ポイント数など、数値で示したものについてはあくまで目安であることに留意すること。
- (2) 業務項目ごとに、音響設備、人件費など経費単価等を具体的に示し、積算の内訳が把握できるようにすること。

6 報告書の提出

本業務終了後、実施内容が分かる書類・資料（参加人数や、設置写真・会場風景写真等）を添付のうえ、令和9年3月19日（金）までに業務終了報告書を委員会に提出し、その承認を得ること。

7 業務を行ううえで留意する点

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、別紙1「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定める内容を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、契約締結時に別紙2「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出するとともに、実行委員会の求めに応じて立入調査に対応又は別紙3「個人情報取扱事務の委託先への検査チェックシート」を提出すること。
- (2) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令及び規則等を遵守して実施すること。
- (3) 委員会の指示のもと、前回大会の業務受託者からの引継ぎを受けること。
- (4) 委員会と綿密な情報交換を行って業務遂行に当たること。また受託者は、委員会が参加を要請した会議や研修等に参加するなど、関係者や関連団体、他の業務受託者と緊密に連携し、連絡調整を

図ること。

(5) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。また委託期間が終了しても同様とする。

(6) 本業務の全部または主たる部分を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、京都マラソン実行委員会に書面により事前に申請し、承認を得ること。

なお、一括再委託を行うことはできない。

【一括再委託の基準】

ア 契約金額の内訳のうち、7割を超える額に相当する部分を再委託するとき。

イ 契約履行手段の主な項目である部分を再委託しようとするとき。

ウ 作業を細分化して複数の業者に再委託し、受注者自らは契約の履行箇所に常駐等せず、実際には直接、指揮又は検査等を実施しているとは認められないとき。

エ 再委託の相手側が更に実際に作業に当たる業者に再委託するとき

(7) 事業の実施に係る物品の調達等に際しては、京都市の活性化の観点を考慮すること。なお、経費削減の観点等を考慮し、委員会が直接調達又は手配する場合がある。

(8) 本仕様書に定めのない事項又は内容を変更して実施する場合は、委員会と協議のうえ、実施すること。特に経費の増加を伴う案件については、早期に書面にて委員会の事前承認を得ること。

(9) 納入した成果品（データ）に係る著作権ほか一切の権利は委員会が保有するものとし、委員会が当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

(10) 受託者は、本業務終了後、委員会の指示に従って、次回大会の業務受託者が円滑に業務を遂行できるよう適切に引継ぎを行うこと。